

清瀬市「子育て・キラリ・クーポン券（商品券）」を使った

【給食費の補助金申請方法】

●対象児童

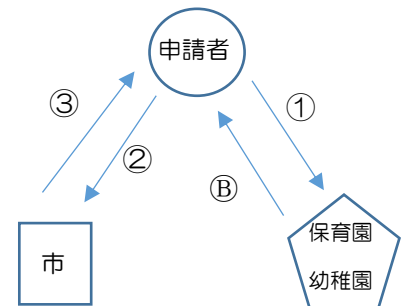
- 1 清瀬市内在住
- 2 保育園・幼稚園に在園し給食費を支払っている児童
(市外の幼稚園・保育園に通う児童も対象になりました)

※ただし、幼稚園在園中で、子育て支援課にて「食材料費補助」の対象になっている児童は対象外です。

市民税所得割額が77,101円未満の世帯の児童、または小学3年生以下の兄弟姉妹のうち第3子以降に該当する児童

●申請の流れ（償還払い）

- ①申請者は給食費を、従来通り在園している園へ支払う。
- ②申請者は清瀬市子ども家庭支援センターへ申請する。（郵送も可）



【持参するもの】

①対象児童のクーポン券（商品券）

※対象児童以外の（兄弟分等の）クーポン券は使用できません。

②給食費の金額とお支払いをしたことが判る領収書等のコピー ※ご提出いただきます

※ただし公立保育園（第1、第3、第7保育園）の園児は子育て支援課で確認できるため不要。

※通帳のコピーをご提出の方は、請求書のコピーと一緒にご提出ください。

③給食費の補助金を振り込む口座番号が分かるもの（ご自身が判れば不要です）

※申請書にご記入いただきます。

補助金交付申請書に必要事項、③を記入し、①クーポンを貼付し、②の確認書類を提出して申請する。

【郵送の場合】

申請書、②領収書等のコピーを同封して申請する。（公立保育園はコピー不要です）

③清瀬市より申請者の指定口座に交付決定金額が振り込まれる。

※申請から1～2か月かかります

《お問合せ・申請先》

清瀬市子ども家庭支援センター

住所：〒204-8511 中里 5-842

しあわせ未来センター 2F

TEL：042-495-7701